

工事書類簡素化要領（営繕工事）

Q & A

本資料は、「工事書類簡素化要領（営繕工事）」の運用にあたり、各書類の簡素化に取り組む上での補足事項や具体的な取扱いに関する質問・回答をまとめたものです。

令和8年4月

共通

Q 書類への押印の省略について。

A 一覧表に記載の全ての書類で押印を省略できます。「発行及び承諾、確認等の年月日」と「氏名」を記入してください。
なお、本運用は押印の省略を可能とするものであり、従来通り押印することを妨げるものではありません。

Q 書類の提出方法について。

A 一覧表に記載の全ての書類は、電子データによる提出が可能です。提出は紙または電子データいずれかの方法とし、二重提出は不要です。

Q 電子データで提出した書類は工事検査時にどのように扱われるのか。

A 電子データで提出された書類については、原則として受注者が保管している電子データを用いて検査を行いますので、紙への印刷は不要です。
なお、工事書類の電子データは大容量であることが多いため、検査時において通信環境により円滑な表示に支障がある場合は、あらかじめパソコン等の端末に電子データをダウンロードしておくようお願いします。

Q 施工計画書等の提出書類について、作成や提出、承諾等の「年月日」と「氏名」は記載しなければならないのか。

A 「作成した年月日」と「作成者の氏名」は、記載する必要があります。
監督職員の「承諾」や監督職員へ「提出」等の行為については、工事施工協議簿や情報共有システム等の情報通信の技術を用いる場合は記載不要です。

着手時

Q 工事が少ない工種の工種別施工計画書の作成について。

A 各工種の工事が少ない場合は、複数の工種をまとめて一つの計画書として作成・提出することが可能です。

施工中

Q 材料、機器搬入記録の作成について。

A 現場にて材料・機器の搬入状況が確認できる写真があれば、記録簿の作成は不要です。
なお、材料・機器の写真は、JIS規格やメーカー品番等が確認できるよう撮影してください。

Q 工事施工協議簿は参考様式を使用しなければならないのか。

A 同様の内容が記載されていれば任意の様式を使用して差し支えありません。
提出、報告、通知、届出、確認においては、定例会議で作成される「工事打合せ記録簿」等を使用してもかまいません。

Q 立会、段階確認願について。

A 確認する施工内容・日時等の必要事項を工程表や工事施工協議簿等に記載することで省略が可能です。

Q 立会、段階確認記録について。

A 実施状況を撮影した工事写真と、確認日・結果等の必要事項を工程表や工事施工協議簿等に記載することで省略が可能です。

Q 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等について。

A 計量伝票及びマニフェストは提示とし、写しの提出は不要です。
電子マニフェストの場合は、交付番号、廃棄物の情報・数量、運搬、処分等の各種項目が記載された一覧表があれば、個別の管理票の提示は不要です。
（詳細は「工事書類簡素化一覧表（営繕工事）（別表1）」をご確認ください。）
なお、しゅん功検査までに最終処分が間に合わない場合は、D票等により確認します。

Q 材料、機器の品質証明資料について。

A JIS規格やメーカー品番等が確認できる工事写真と、機器については加えて仕様を確認できるカタログや納入仕様書等の提出により省略が可能です。
ただし、骨材、コンクリート、木材の合法性・持続可能性の証明資料等、書面でしか証明できないものは除きます。

Q 木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明資料とは何か。

A 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野

庁（平成18年2月15日）に準拠した証明書等のことです。

Q 出荷証明書について。

A 木工事（内装の木下地、木造作及び木仕上げの工事）に使用する木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書が必要となります。それ以外の材料、機器の出荷証明書は不要です。

Q 安全関係書類において、SDS（安全データシート）は施工計画書等に添付しなくてよいのか。

A 労働安全衛生規則に定められた以下のいずれかの方法により、作業者がSDSの内容を常時確認できるよう周知されていることが、工事写真等で確認できれば、施工計画書等に添付する必要はありません。

- ・作業場に常時掲示するか備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器（パソコン等）を設置

完成時

Q 機器の完成図について。

A 着手時に提出された承諾図や製作図の写しを提出していただくことで、完成図に代えることができます。新たに作成する必要はありません。

Q メーカー保証書は、全ての製品について提出が必要か。

A 市の契約約款で定める契約不適合責任期間（「設備機器本体等」は引き渡しから1年、それ以外は2年）とメーカー保証期間が異なる製品のみ、保証書を提出してください。

なお、「設備機器本体等」には、建築工事における室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等が含まれます。

Q 工場の写真が必要な「工場製作の過程を含む工事」とは、どのような工事か。

A プラント設備やゲート、エレベーター等、工場製作から現場据付までを一貫して請け負う工事です。

汎用性のある機器（制御盤等の特注品含む）を設置する工事は含まれません。ただし、発注者が工場検査を行った場合の写真は「立会、段階確認（検査）願・記録」に準じてください。

Q 工事写真について、具体的にどのような項目の撮影を削減できるか。

例えば、以下のような項目の撮影を削減できます。

A **・材料、機器**

主要材料・主要機器以外は、種類、材質等毎に代表的なものに絞って撮影してください。

主要材料・主要機器の例)

建築工事 : 鉄骨、鉄筋、コンクリート 等

電気設備工事 : 高圧機器類、盤類、計測・監視機器類、発電機（原動機含）、電源・蓄電（無停電電源装置等）、再生可能エネルギー設備（PCS、太陽電池アレイ等）、構内情報通信網装置（スイッチ SW, ルータ RT, メディアコンバータ等）、中央監視制御装置、自動火災報知装置（受信機）、時刻表示装置（親時計, 子時計, プログラムタイマ）、照明制御盤、テレビ共同受信装置（アンテナ, 増幅器, 分岐器, 分配器） 等

機械設備工事 : ボイラー類、冷凍機類、冷却塔、空気調和機、ファンコイルユニット、パッケージ型空調機、全熱交換器、放熱器類、送風機類、ポンプ類、タンク類、自動制御機器類、衛生器具類 等

・施工状況

同一の施工内容は、詳細な施工状況や施工手順は代表箇所のみ撮影し、それ以外の箇所は全体が分かる写真のみとするなど簡略化することができます。簡略化した箇所の施工については、品質管理記録等にて確認します。

同一の施工内容の例)

建築工事 : 同一室の同一施工による施工状況（建具等）、 等

電気設備工事 : 同一室の同一施工による施工状況（照明器具・スピーカー等の設置等） 等

機械設備工事 : 同一室の同一施工による施工状況（配管、ダクト、保温、衛生器具等）、同一機器の同一施工による据付状況、スリーブの設置状況（水密を要する部分を除く）、配管水圧検査前の自主検査による気密検査の状況 等

・建設副産物等

建設副産物等の種類ごとに場内保管状況および積込・搬出状況の写真を撮影してください。マニフェスト等で受入施設に搬入したことを確認できる場合は、受入施設での荷下ろし等の状況の写真は不要です。また、同一種類の建設副産物等の写真は省略可能です。

※あくまで例示ですので、詳細は監督員と協議の上決定してください。